

**さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所
駐車場警備業務仕様書**

- 1 件 名 さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所
 駐車場警備業務

- 2 履行場所 さいたま市中央区本町西 2－9－30
 (さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所駐車場)
 さいたま市中央区下落合 5－7－10
 (さいたま市中央区役所駐車場)
 さいたま市中央区本町西 2－8－1
 (埼玉県立与野高等学校駐車場)
 さいたま市中央区本町東 3－5－23
 (さいたま市立与野本町小学校駐車場)

- 3 履行期間 令和 7 年 1 2 月 7 日から令和 8 年 1 月 1 8 日まで

- 4 業務内容 別紙特記仕様書による。

- 5 一般事項
 - (1) 業務遂行上必要な事項は、別に特記仕様書に定める。
 - (2) 受託者（以下、「乙」という。）は、契約締結後本委託に関する次のア及びイの書類を委託者（以下、「甲」という。）に提出する。
ア 総括責任者、副総括責任者、組織体制及び緊急連絡網
イ 業務員名簿
 - (3) 本業務は、警備業法第 2 条第 1 項第 2 号に該当するため、当該区分の「警備員指導教育責任者」を選任する。
 - (4) 乙は、駐車場内での事故発生等の防止を図るとともに、駐車場等の概要、状況等を十分把握する。また、乙は甲の意見を参考に業務目的を達成するため、駐車場要員を適正に配置する。
 - (5) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
 - (6) 業務従事者は業務対象が公共の施設であることを十分に認識し、言葉遣いに留意し、礼儀正しく、丁寧な対応を心掛け、粗暴な言動をしてはならない。
 - (7) 乙は、業務の実施にあたって、他業務の受託業者等関係者との連絡調整を行うこと。
 - (8) 乙は、上記(1)から(7)のほか、甲の依頼に基づく業務については協議による。
 - (9) 本仕様書及び別紙特記仕様書に記載されていない事項であっても、法令等に

より義務付けられている事項及び軽微な変更については、業務上必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。このほか、疑義が生じた場合には、甲と乙で協議し取り決めるものとする。

- (10) 乙は、業務の履行において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき甲が定めた地方公共団体等職員対応要領を踏まえ、甲が提供することとされている障害者に対する合理的配慮に留意するものとする。
- (11) 乙は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

7 服 務 規 律

- (1) 業務従事者は、統一の制服を着用し、名札を着用するとともに、常に身分証明書を携帯すること。
- (2) 業務従事者は、職務遂行を怠るような行動をしてはならない。

8 業 務 報 告 等

- (1) 駐車場を利用した車両の台数を、駐車場ごとに分けて業務報告書に記載し、完了報告書とあわせて甲へ提出しなければならない。
- (2) 駐車場警備業務に関し、異常又は事故等を認めたときは、直ちに適切な措置をとり、かつ甲に報告する。
- (3) 駐車場内の拾得物は、速やかに甲に届け出る。

さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所
駐車場警備業務特記仕様書

1 業務目的

駐車場での事故防止や出入り口付近での渋滞発生の予防を図るため、安全かつ効率的な車両案内・誘導を行う。

2 業務日時

別紙のとおり。

3 駐車場概要

- (1) 年末年始期間（令和7年12月27日から令和8年1月4日まで）

※令和7年12月29日を除く

- ・診療所駐車場（14台）、与野高等学校駐車場（27台）、与野本町小学校駐車場（19台）の3箇所。

- (2) 年末年始期間以外

- ・診療所駐車場（14台）、中央区役所駐車場（42台）の2箇所。

4 業務の責任者及び従事者の配置

- (1) 業務を適正に履行するとともに、緊急時に対応するため、受託者（以下、「乙」という。）は正副現場責任者を選任し常に委託者（以下、「甲」という。）と連絡の取れる体制をとる。
- (2) 業務従事者は本業務を十分理解し、適正かつ迅速に対応できる者とする。
- (3) 業務従事者は、警備業法に規定する教育（警備業法第21条に定める警備員教育等）を受けたものを配置する。
- (4) 業務従事者の指導教育は、警備業法に基づく警備員指導教育責任者が実施し、資質の向上に努める。
- (5) 業務従事者が突発の傷害あるいは疾病、その他やむを得ない理由によって、勤務を履行できないとき、乙は、遅滞なくその代替要員を派遣すること。
- (6) 法令違反、勤務状態不良、その他の理由により、甲が不適切と認めた場合は、乙は警備員の変更等を速やかに行うこと。

5 業務内容

業務目的達成のため、次にかかげる事項及びこれに付随する一切の業務を行う。

- (1) 駐車場警備の主な業務

ア 共通事項

- ① 駐車場内の交通誘導・整理を行い、利用者の安全を確保し、事故防止に努めること。

- ② 出入口付近では、車両の出入りや歩行者の安全に十分注意し誘導を行うこと。
- ③ 事故等が発生した場合には、速やかに甲に連絡すること。
- ④ 特に年末年始期間は混雑が予想されるので、トラブルを未然に防ぐよう努めること。
- ⑤ 夜間における電池式照明器具の点灯消灯、及び必要に応じて電池交換を行うこと（中央区役所、与野高等学校、与野本町小学校）。
- ⑥ 診療所、中央区役所、与野高等学校、与野本町小学校各箇所の警備員は、満車時の誘導先等、必要な連絡を取り合うこと。

イ 診療所駐車場

- ① 年末年始期間において診療所駐車場が満車になった場合には、与野高等学校駐車場を案内（案内図の配布及び説明）し、与野高等学校駐車場も満車になった場合には与野本町小学校駐車場を案内（案内図の配布及び説明）すること。なお、配布する案内図については甲が用意するものとする。
- ② 満車時に道路で駐車場待ちをしないよう案内を行い、渋滞の発生を防止すること。
- ③ 年末年始期間以外において診療所駐車場が満車になった場合には、中央区役所駐車場を案内（案内図の配布及び説明）すること。その際、中央区役所まで距離が離れていることを案内すること。なお、配布する案内図については甲が用意するものとする。
- ④ 中央区役所、与野高等学校、与野本町小学校駐車場を案内する際、移動距離等に不都合がある場合には、近隣のコインパーキング（有料）を案内する。
- ⑤ タクシーや送迎車両の誘導及び乗降時の安全確保を行うこと。
- ⑥ 自転車及びバイク利用者には駐輪場を案内する。

ウ 中央区役所駐車場（年末年始期間以外）

- ① 診療所駐車場が満車になった場合に開設することとし、中央区役所駐車場の利用者がいない場合には診療所駐車場の警備にあたること。
- ② 出入口付近において診療所の利用者か否かの確認を行ったうえで駐車場への誘導を行う。診療所の利用以外の目的による駐車が明らかな場合、運転者等に退去を求める。なお、その時の言動等については、十分注意をする。
- ③ 22 時に閉鎖することとし、駐車場出入口のポールの上げ下げは、中央区役所守衛に依頼すること。

エ 与野高等学校駐車場（年末年始期間）

- ① 校門付近において高校や診療所の利用者か否かの確認を行ったうえで駐車場への誘導を行う。高校や診療所の利用以外の目的による駐車が明ら

かな場合、運転者等に退去を求める。なお、その時の言動等については、十分注意をする。

- ② 満車時は診療所駐車場警備員へ報告する。
- ③ 8 時に開門し、22 時に閉門すること。ただし、駐車場に車両が残っている場合には閉門は不要とする。
- ④ 部活動中の生徒等の安全に注意すること。
- ⑤ 診療所利用者が駐車場以外の場所に立ち入らないよう注意すること。
- ⑥ 校内の弓道場利用者には指定の駐車場を案内すること。

オ 与野本町小学校駐車場（年末年始期間）

- ① 与野高等学校駐車場が満車になった場合に開設することとし、与野本町小学校駐車場の利用者がいない場合には他の駐車場の警備にあたること。
- ② 校門付近において診療所の利用者か否かの確認を行ったうえで駐車場への誘導を行う。診療所の利用以外の目的による駐車が明らかな場合、運転者等に退去を求める。なお、その時の言動等については、十分注意をする。
- ③ 開設時に開門し、22 時に閉門すること。ただし、駐車場に車両が残っている場合には閉門は不要とし、甲に連絡すること。

6 費用負担の区分

- (1) 本業務に必要な雨具、防寒具、トランシーバー、誘導棒等の備品費は、安全性、視認性、数量等を考慮の上、統一配備し、乙が負担する。
- (2) 本業務に必要な消耗品費や通信費については、乙が負担する。
- (3) 電池式照明器具の設置にかかる費用（交換用電池含む）については甲が負担し、盗難・破損等の被害にあった場合にも乙はその責任を負わない。

7 その他

この仕様書に定めのない事項は、その都度、甲乙間で協議をする。

さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所駐車場警備業務日時

日付	曜日	祝日	警備時間	勤務時間	警備場所	ポスト数
12月7日	日		8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
12月13日	土		18:00～22:00	4時間	①診療所 ②中央区役所	2
12月14日	日		8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
12月20日	土		18:00～22:00	4時間	①診療所 ②中央区役所	2
12月21日	日		8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
12月27日	土	年末年始期間	18:00～22:00	4時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
12月28日	日	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
12月30日	火	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
12月31日	水	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
1月1日	木	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
1月2日	金	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
1月3日	土	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
1月4日	日	年末年始期間	8:00～22:00	14.0時間	①診療所 ③与野高校 ④与野本町小学校	3
1月10日	土		18:00～22:00	4時間	①診療所 ②中央区役所	2
1月11日	日		8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
1月12日	月	成人の日	8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
1月17日	土		18:00～22:00	4時間	①診療所 ②中央区役所	2
1月18日	日		8:30～22:00	13.5時間	①診療所 ②中央区役所	2
計18日				計199.0時間		延べ44ポスト

※年末年始期間以外は①診療所の警備を基本とし、満車になった場合に②中央区役所に警備員を配置

※年末年始期間は①診療所及び③与野高校の警備を基本とし、①診療所及び③与野高校満車時に④与野本町小学校に警備員を配置

※12/14（日）は区役所の休日開庁日であり、午前9時から午後4時50分まで区役所の警備員が配置されており、

同時間帯の中央区役所への警備員配置は不要のため、診療所の警備にあたること。

履行場所案内図

委託名称：さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所駐車場警備業務

- 履行場所：①さいたま市中央区本町西 2－9－30
（さいたま市与野休日急患診療所・与野歯科休日急患診療所駐車場）
②さいたま市中央区下落合 5－7－10
（さいたま市中央区役所駐車場）
③さいたま市中央区本町西 2－8－1
（埼玉県立与野高等学校駐車場）
④さいたま市中央区本町東 3－5－23
（さいたま市立与野本町小学校駐車場）

